

南丹市営バス広告掲載取扱要領

平成 20 年 3 月 6 日
告 示 第 5 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、南丹市が保有する広告媒体への広告掲載等取扱要綱(以下「要綱」という。)に定める規定のほか、南丹市営バスにおける広告物の掲載(以下「広告掲載」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の規格及び基準)

第 2 条 南丹市営バスの広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 要綱第 6 条各号のいずれにも該当しないもの
- (2) 別表に定める南丹市営バス広告掲載基準に適合するもの

(広告掲載の期間)

第 3 条 広告掲載の期間は 1 月単位とし、1 年間を最長とする。ただし、広告掲載の開始日及び終了日は市長が定める。

(広告の募集)

第 4 条 広告の募集は、南丹市ホームページ又は市広報誌等への掲示その他の方法で行うものとする。

2 市長は、広告の募集に際し、希望するものに対し、広告を募集する旨の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第 5 条 広告の掲載を希望する者は、掲載を希望する広告案を添え、要綱第 4 条の広告掲載等申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の承諾)

第 6 条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱第 5 条の規定により、広告掲載の承諾の可否を決定するものとする。

2 前項の決定は、第 5 条の規定による申込みの先着順により行うものとする。

3 市長は、広告掲載を承諾(却下)するときは、要綱第 5 条の広告掲載等決定(却下)通知書(様式第 2 号)により、広告申込者に通知するものとする。

する。

(南丹市営バス広告の張り紙等の提出及び費用)

第 7 条 前条の規定により広告掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する日までに当該広告の張り紙等を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する広告の原稿作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料)

第 8 条 広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、別表のとおりとし、広告主は、市長が指定する日までに広告掲載料を前納しなければならない。ただし、市長が特段の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止したときは、この限りでない。

3 前項のただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告を中止した日の属する月以降に係る既納の広告掲載料とする。

(広告掲載位置の変更)

第 9 条 市長は、バスの管理上の理由のため広告掲載位置を変更する場合は、広告掲載中の広告における位置及び順番をその広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲で変更することができるものとする。

(広告の変更)

第 10 条 広告主は、広告掲載の開始日が帰属する月の翌月以降に広告の変更をすることができる。この場合において、広告の変更は、1月に1回までとする。

2 広告主は、広告の変更をするときは、要綱第 7 条の広告掲載等変更（中止）届（様式第 3 号）を変更日の 20 日前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の取りやめ)

第 11 条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り止めるときは、要綱第 7 条の広告掲載等変更（中止）届（様式第 3 号）を取り止める日の 3 日前までに市長に提出しなければならない。

(免責)

第 12 条 広告掲載に関して、市が広告主に対し債務不履行責任又は損害賠償責任を負った場合は、その賠償額は広告掲載料を上限とする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(第2、8条関係 別表)

南丹市営バス広告掲載基準

(趣旨)

1 この基準は、第2条第1項第2号に規定する基準を定めるものである。

(企画、広告掲載料等)

2 掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り以下の基準によるものとする。

掲載位置		個所数	規格 (mm)	広告掲載料 (単価)	
車 内 広 告	①	車内壁面 ポスター	6両	364×515 (B3横)	年間24,000円 (1ヶ月2,000円)

※ 上記の料金とは別に、広告作成費及び広告取付けにかかる費用は、全額、広告主の負担となる。

(その他)

3 この基準に定めのない事項については、必要に応じて協議し定めるものとする。